

令和6年5月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年5月10日(金) 午後2時11分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階大会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
議案第6号 令和5年度最適化活動推進委員等の活動実績について
議案第7号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について
議案第8号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出に係る報告の訂正について

4. 会議に出席した委員（23名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-----------|
| 1番 | 赤川 敏彦 | 2番 | 天本 正幸 |
| 3番 | 大中 久敏 | 4番 | 天本 守 |
| 5番 | 草場 小夜子 | 6番 | 後藤 感二 |
| 7番 | 白水 壽徳 | 8番 | 田竈 新 |
| 9番 | 田中 善道 | 10番 | 寺崎 廣喜 |
| 11番 | 寺崎 多加子 | 12番 | 中原 孝司 |
| 13番 | 永利 春雄 | 14番 | 西岡 利子 |
| 15番 | 野口 忠弘 | 16番 | 久光 壽子 |
| 17番 | 肥山 繁雄 | 18番 | 福田 壽光 |
| 19番 | 藤井 豊志 | 20番 | 藤井 政秋 |
| 21番 | 柳 昭好 | 22番 | 柳 蔵司 (欠席) |
| 23番 | 山下 梅夫 | 24番 | 山田 憲二 |

5. 会議に欠席した委員（1名）

6. 会議に出席した事務局職員（3名）

会長：

これから本格的に稲作の準備や麦の収穫など、農繁期を迎える大変お忙しい中、委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、議案8件、報告3件でございます。

委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長：

ただいまの出席委員は23名で委員定足数に達しております。

なお、22番委員より欠席届が出ています。

よって、令和6年5月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なるご審議方よろしく願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、3番 大中 久敏委員、4番 天本 守委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

[日程第2 議案の審査]

議長：

日程第2、これより議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、16番委員につきましては、退席をお願いします。

(退席案内)

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1から2ページの番号3は、譲渡人は異なりますが譲受人が同一の案件で、小郡地内の田4筆、畑9筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人はそれぞれ農業廃止、譲受人は耕作が便利ということです。

(位置図で場所の説明)

2ページ 番号4は、松崎地内の畑1筆です。3条による所有権移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模拡大ということです。

(位置図で場所の説明)

3ページをお願いします。番号5は、下岩田地内の畑1筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模拡大ということです。

(位置図で場所の説明)

番号6は、申請代理人より審議保留の申し出が出ておりますので、議案書にありますが今総会での審議の対象といたしません。

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。よって原案のとおり許可と決定いたします。

それでは、16番委員の入室を許可します。

(入室案内)

次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件でございます。

議案書の4ページをお願いします。

番号1は、上岩田地内の畑1筆です。集合住宅の建設のため申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

番号2は、小郡地内の畑3筆です。露天駐車場とするため申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。よって議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業

計画変更申請について説明をいたします。

議案書の5ページをお願いします。

番号1は、干潟地内の畑1筆です。民間工事に伴う露天資材置場として一時転用申請があったものですが、別工事の契約に伴い期間を延長する変更申請です。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

なお、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。よって議案第3号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、11件を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、11件の説明をいたします。

議案書の6ページをお願いします。

番号1から、8ページの番号7までは、譲受人と事業内容が同一のもので、小郡地内の田16筆、畑4筆です。

社会福祉法人の福祉施設の建設として、転用申請が出されています。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

9ページをお願いします。

番号8は、上岩田地内の畑2筆です。

集合住宅の建設のため、転用申請が出されています。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

番号9は、干潟地内の畑1筆です。

露天駐車場への進入路設置のため、転用申請が出されています。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

番号10は、二森地内の畑2筆です。

建売住宅建設のため、転用申請が出されています。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

10ページをお願いします。

番号11は、松崎地内の畑1筆です。

事業所の事務所建設のため、転用申請が出されています。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。よって議案第4号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、1件を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明します。

議案書の11ページをお願いします。

番号1は、光行地内の田6筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、議案第5号は原案通り承認することに決定します。

次に、関連がありますので、議案第6号、「令和5年度 最適化活動推進委員等の活動実績」について、議案第7号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」については、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局：

議案第6号、「令和5年度 最適化活動推進委員等の活動実績」について、議案第7号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」について、ご説明します。

別冊議案書の1ページ、A3横が議案第6号、別冊2ページから7ペ

ージが議案第7号となります。

はじめに、議案第6号「令和5年度 最適化活動推進委員等の活動実績」についてご説明いたします。

昨年の総会で、議案として上程しました「最適化活動の目標設定」についてご説明させていただき、ご承認いただきました。

委員各位におかれましては、昨年度この目標に基づいて活動していただき、報告書をご提出いただいたところです。

A3横の実績について、ご説明いたします。

(活動実績の説明)

次に、議案第7号、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」について、ご説明いたします。

(資料を基に説明)

委員各位におかれましては、議案第6号及び議案第7号の実績から、小郡市農業委員会の最適化活動について、全体的なご意見をいただきたいと考えております。

また、出された意見については、公表するとともに、県知事へ報告することになっておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいた

します。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第6号、「令和5年度 最適化活動推進委員等の活動実績」について、議案第7号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」について、の2件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果を申し上げます。

第6号議案、第7号議案ともに内容等についての意見はありませんでした。その中で第2分科会では、第7号議案に対しまして、事務局へお願いしたい意見がありました。

毎年遊休農地のパトロールを行っていますが、パトロールする場所について、遊休農地が解消され耕作されていても見に行かなければなりません。解消されていれば見に行かなくてもいいのではないかと。他に耕作されていない農地に行くべきではないかとの意見がありました。

なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

事務局より何かありますか。

事務局：

事務局へのご意見をいただきました件につきまして申し上げます。

農地パトロールを行っているところで解消している農地については見なくてもいいのでは、という内容と思います。

まず、農地が管理されていないなどの情報が事務局に入りますと、地

権者や耕作者などを調べ、その農地を適正に管理していただくよう文書で依頼をしています。依頼後対応していただければいいのですが、様々な理由で対応に至らない場合、その農地をリストアップし、国まで出しているところでは。

このリストアップされた農地は、非農地化されないとリストから消すことができません。

農地パトロールでは、リストにある農地を確認し適正管理ができていることを国に報告しています。

新規にリストにあげることも考えられますが、縛りが強くなると考えます。パトロールは地区ごとに行っていますが、そこでリストに入れる入れないについても審議していただければと考えています。

議長：

皆さんからの意見を求めたいと思います。

はじめに、議案第6号について何かご意見はありませんか。

(意見なし)

議長：

次に、議案第7号について何かご意見はありませんか。

(意見なし)

議長：

ありがとうございました。

本件については、意見の聴取ですので、出された意見について事務局でまとめ、遺憾の無いように公表また報告をお願いします。

次に、議案第8号、「令和6年度 最適化活動の目標の設定等」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは別冊議案書の8ページをお願いします。

議案第8号、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について説明いたします。

昨年の総会においても説明しましたが、令和4年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、活動の実施状況や目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表・報告することになっています。

令和6年度の目標設定についてご提案いたします。

(資料を基に説明)

以上、提案説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第2分科会長

ご報告いたします。

議案第8号、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果

を申し上げます。

議案に対する意見でなく、事務局に対しての質問がありました。

農地の集積には集団なども含まれているのかとの意見等があり説明を受けたところです。

内容等を数値化されていますが、私たち委員が記録をしているものがどのように関連付けられているかを、事務局より説明を受けたいとの意見がありました。

なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

事務局より何かありますか。

事務局：

集積面積については、利用権設定等の面積になります。

数値目標については、遊休農地のパトロールであったり、農地の集積に係る活動などを活動目標（実績）としているところです。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、議案第8号は原案通り承認することに決定します。

[日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出25件につきまして報告いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

番号1は、平方地内の田2筆です。

貸人の都合により合意解約されたものです。

番号2は、次の13ページにまたがります。

干潟地内の田7筆、吹上地内の田5筆です。

貸人の都合により合意解約されたものです。

13ページ、番号3から、16ページ、番号10までは、貸人は異なりますが借人が同一のものです。

八坂地内の田8筆、上西鯨坂地内の田5筆、下西鯨坂の田3筆です。

借人の都合により合意解約されたものです。

16 ページ、番号11と番号12は、貸人は異なりますが借人が同一のもので、小郡地内の田6筆です。

売買のため合意解約されたものです。

17 ページをお願いします。

番号13は、福童地内の田1筆です。

貸人の都合により合意解約されたものです。

番号14と番号15は、貸人と借人が同じですが、貸借の時期が異なるもので、小郡地内の畑5筆です。

売買のため合意解約されたものです。

18 ページをお願いします。

番号16は、福童地内の田1筆です。

貸人の都合により合意解約されたものです。

番号17は、福童地内の田1筆です。

貸人の都合により合意解約されたものです。

番号18は、福童地内の田2筆です。

貸人の都合により合意解約されたものです。

19 ページをお願いします。

番号19から21ページの番号25までの7件は、県の農業振興推進機構を通じて貸借されていたものが合意解約されたものです。

干潟地内の田2筆、畑8筆です。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1は、三国が丘地内の畑1筆です。

一般個人住宅住宅建設のため届出が提出されたものです。

番号2は、力武地内の畑1筆です。

一般個人住宅建設のため届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の23ページをお願いします。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出に係る報告の訂正について、説明します。

農地法第18条第6項の規定による届出については、届出を受理した

案件について報告するようになっております。

しかしながら、1月の総会での報告事項の番号14については、届出を受理したものの、貸借契約を存続させることとなったものです。

当然ではございますが、この貸借は現在も継続中です。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和6年5月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

令和6年5月10日（金） 午後3時20分閉会